# 株主各位

証券コード 5981 平成30年6月5日

東京都中央区日本橋三丁目6番2号東京製網株式会社 取締役社長 中村 裕 明

# 第219回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第219回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

# 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

# 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net/) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議 決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年6月27日 (水曜日) 午前10時 (開場時刻:午前9時20分)
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階

# 3. 会議の目的事項

報告事項 (1) 第219期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第219期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類の内 容報告の件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否または棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとすることとし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

(2) 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tokyorope.co.jp/ir/stocks.html)に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会招集通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の 当社ウェブサイトに掲載いたします。

# 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net/

なお、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんのでご了承く ださい。

- 2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- 3. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成30年6月26日(火曜日)の午後5時までに行使されますようお願いいたします。
- 4. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- 5. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 6. 各議案に対し賛否(または棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- 7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
- 8. インターネットをご利用いただくためにプロバイダへの接続料金および通信業者への通信料金等が発生する場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

## ●お問合せ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 (受付時間9:00~21:00)

2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは下記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

□ 0120(782)031 (受付時間9:00~17:00 土日休日を除く)



パソコン・スマートフォン・タブ レット端末からもご覧いただけます。

https://s.srdb.jp/5981/



# <提供書面>

# 第219期 事業報告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では景気の拡大が継続し、中国経済も年度を通じて景気の持ち直しの動きが続くなど、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国をはじめとする各国政策の動揺、地政学的なリスク、金融資本市場の変動といった景気下振れを引き起こす不安定要素があり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

わが国経済においても、個人消費の回復や株価の上昇、輸出の増加などにより企業収益の改善が続いた一方、公共工事は減少が続き、設備投資の伸びが小幅にとどまるなど、業種によっては厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度を中期経営計画「TCT-Focus2020」の3年目として、引き続き「海外展開」、「国内事業の基盤強化」、「新素材・新技術への挑戦」をキーワードに、国内外の施策に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度では、内需向け事業については総じて堅調に推移し、海外事業展開においても一定の成果を得られたものの、前年度のワイヤソー(太陽電池製造用装置)の大口売上計上の反動や、スチールコード製品の販売量の減少等の影響により、売上高は63,537百万円(前年同期比2.2%減)となりました。

利益面では、売上高の減少に加え、研究開発費等、成長が見込まれる分野への投資が先行している影響もあり、営業利益は3,094百万円(前年同期比11.4%減)となりましたが、前期に貸倒引当金を繰り入れたことや持分法投資損益が改善したことにより、経常利益は3,114百万円(前年同期比4.2%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,523百万円(前年同期比34.0%増)となりました。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

## <鋼索鋼線関連>

エレベータロープをはじめとする国内におけるワイヤロープの販売数量は増加したものの、繊維ロープの販売数量が減少したことにより、当部門の売上高は27,531百万円(前年同期比4.2%減)となり、営業利益は1,912百万円(前年同期比12.4%減)となりました。

#### <スチールコード関連>

前期にワイヤソーの売上を計上した反動とスチールコード製品の販売量が減少したことにより、当部門の 売上高は11,436百万円(前年同期比21.2%減)となり、営業利益は534百万円(前年同期比53.9%減)となりま した。

### <開発製品関連>

国内における道路関連製品の売上が好調に推移したことや、海外防災製品、CFCCの売上が増加したことにより、当部門の売上高は14,799百万円(前年同期比14.5%増)、営業損失は401百万円(前年同期は622百万円の損失)となり、前期より改善しました。

#### <不動産関連>

青森県八戸市での太陽光発電事業が順調に推移した一方で、前期に所有不動産の一部を売却した影響により、当部門の売上高は1,215百万円(前年同期比7.5%減)となりましたが、減価償却費の減少により営業利益は329百万円(前年同期比1.9%増)となりました。

#### <その他>

石油製品の販売が増加したこと等により、当部門の売上高は8,553百万円(前年同期比13.9%増)となり、 営業利益は産業機械関連における収益率の改善により、719百万円(前年同期比59.8%増)となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,893百万円であります。 その主なものは、岩手県北上市に新設したCFCCの製造工場や、海外子会社における設備投資等によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金をもって充当いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、平成28年3月期より5か年の中期経営計画「TCT-Focus2020」を推進しており、3年目にあたる当連結会計年度においても、「海外展開」、「国内事業基盤の強化」、「新技術・新素材への挑戦」をキーワードに諸施策を遂行してまいりました。

具体的には、海外防災製品関連では、カザフスタンにおける防災製品の受注拡大を受けた現地工場の能力拡張や、ロシア・サンクトペテルブルグでの現地企業との合弁事業を開始するなどの進展を図り、またCFCC事業では米国大手電線メーカーとの提携や東南アジア・インド・南米をはじめとする各国への受注活動を強力に推進するとともに、国内生産能力の拡張投資等を実施し供給体制の整備を推進してまいりました。

これらの取り組みを着実かつ持続的な成果につなげていくうえで、より迅速な意思決定、海外事業展開に適した経営資源の集中的投入、多様な事業環境への柔軟な組織運営等が必要不可欠であることから、本年4月1日付会社分割によって、海外防災製品事業ならびにCFCC事業を東京製綱インターナショナル株式会社として分社化し、事業活動を本格化させております。

今後、東京製綱インターナショナル株式会社を中核企業として事業拡大させていくことが当社グループの

持続的成長のための最重要課題と位置付け、より一層活動に注力してまいります。

また、海外展開と並行して、大幅な成長が見込めない国内既存製品市場においても、当社グループ各事業が長期的に持続可能な事業であり続けるため、将来を見据えた強靭な製造・流通・販売体制の整備を進めるとともに、社会に新たな付加価値を提供する製品・サービスの開発にも取り組んでまいります。

平成31年3月期業績は、連結売上高710億円、連結営業利益42億円を見込んでおり、一株当たり40円の配当を予定しております。

中期経営計画「TCT-Focus2020」では、その最終年度である平成32年3月期の業績目標を連結売上高800億円、営業利益80億円に設定し、その実現に向け諸施策を着実に推進してまいります。

今後、当社グループでは、上記の課題を中心に、株主の皆様・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼に応えられる企業となるために全力で取り組んでまいります。

以って、株主各位のご期待にお応えしていく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

# ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区		分	第 216 期 平成26年度	第 217 期 平成27年度	第 218 期 平成28年度	第219期(当期) 平成29年度
売	上	-	高(百万円)	73, 315	65, 281	64, 993	63, 537
営	業	利	益(百万円)	3, 948	4, 303	3, 492	3, 094
経	常	利	益(百万円)	4, 444	3, 021	2, 989	3, 114
親会社	:株主に帰属	する当其	期純利益(百万円)	3, 822	2, 673	1, 882	2, 523
1 株	当たり	当期斜	〔利益 (円)	257. 62	166. 82	116. 12	156. 54
総	資	ŧ	産(百万円)	87, 259	88, 508	81, 702	86, 306
純		ŧ	産(百万円)	22, 320	23, 945	25, 615	25, 781

<sup>(</sup>注) 1株当たりの当期純利益につきましては、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が第216期期首に行われたと仮定して算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区		分	第 216 期 平成26年度	第 217 期 平成27年度	第 218 期 平成28年度	第219期(当期) 平成29年度
売	上		高(百万円)	46, 557	40, 793	39, 463	39, 648
営	業	利	益(百万円)	1, 487	1, 466	587	806
経	常	利	益(百万円)	5, 385	1, 936	1, 439	1, 659
当	期 純	利	益(百万円)	6, 197	2, 287	309	1, 812
1 株	き当たり当	期純和	利益 (円)	421. 21	142. 48	19.07	112.44
総	資		産 (百万円)	78, 005	73, 779	69, 529	75, 903
純			産 (百万円)	18, 672	20, 233	19, 900	21, 483

<sup>(</sup>注) 1株当たりの当期純利益につきましては、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が第216期期首に行われたと仮定して算出しております。

## (6) 主要な事業内容

部門	事 業 内 容
鋼索鋼線関連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、ソーワイヤの製造・販売
開発製品関連	道路安全施設、長大橋用ケーブル、金属繊維、炭素繊維複合材ケーブル(CFC C)等の製造・販売、橋梁の設計・施工
不動産関連	不動産賃貸、太陽光発電による売電事業
そ の 他	石油製品の販売、粉末冶金製品、工業用自動計量機・自動包装機等の製造・販売

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況 該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(平成30年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	100. 0	繊維索・網の製造及び販売
東 綱 橋 梁 株 式 会 社	400	100.0	橋梁の設計・施工
赤穂ロープ株式会社	60	100.0	鋼索の製造及び販売
日本特殊合金株式会社	98	100.0	粉末冶金製品の製造及び販売
株 式 会 社 新 洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売
東綱商事株式会社	100	100.0	石油製品・高圧ガスの販売
トーコーテクノ株式会社	40	100.0	土木建築工事
長崎機器株式会社	100	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の設計、製作及び販売
東綱ワイヤロープ販売株式会社	50	100.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売
東綱スチールコード株式会社	300	100.0	スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売
東京製綱海外事業投資株式会社	8, 730	100.0	東京製綱(常州)有限公司への投資
東京製綱(常州)有限公司	17, 345	(100.0)	スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売
東京製綱ベトナム有限責任会社	手US\$ 26,000	100.0	鋼索の製造及び販売
東京製綱(香港)有限公司	于HK\$ 2,000	100.0	鋼索・鋼線の販売
Tokyo Rope Engineering LLC	- ≠DIID	100.0	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope Almaty LLP	∓KZT 280, 000	100.0	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope USA, Inc.	千US\$ 11, 250	100.0	炭素繊維複合材ケーブルの製造・販売

<sup>(</sup>注1) 当社の議決権比率における() は間接所有によるものであります。

<sup>(</sup>注2) 東京製綱(常州)機械有限公司は、平成29年9月30日付で全持分の譲渡を決定したことから、上記表より除外しております。

<sup>(</sup>注3) 平成29年12月1日にCFCC事業及び海外エンジニアリング事業を承継させるための分割準備会社として東京製綱インターナショナル株式会社(資本金10百万円、当社の議決権比率100%)を設立しております。

# (8) 主要な営業所及び工場

(平成30年3月31日現在)

	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号						
	支 店	関西(大阪市)、大阪(大阪市)、名古屋(名古屋市)、 九州(北九州市)、札幌(札幌市)、仙台(仙台市)						
当社	営 業 所	長野(長野市)、新潟(新潟市)、盛岡(盛岡市)、 広島(広島市)						
	駐在員事務所	広島 (広島III) タイ王国 (バンコク)						
	工場	土浦工場 (かすみがうら市)、堺工場 (堺市)、 蒲郡工場 (蒲郡市)						
東京製綱繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村1-1						
東 綱 橋 梁 株 式 会 社	本 社	栃木県下野市下古山143						
赤穂ロープ株式会社	本 社	兵庫県赤穂市坂越291						
日本特殊合金株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11-3						
株 式 会 社 新 洋	本 社	東京都中央区日本橋蛎殼町1-13-7						
東 綱 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区外神田4-5-5						
トーコーテクノ株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号						
長 崎 機 器 株 式 会 社	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷820						
東綱ワイヤロープ販売株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号						
東綱スチールコード株式会社	本 社	岩手県北上市北工業団地7-1						
東京製綱海外事業投資株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号						
東京製綱(常州)有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号						
東京製綱ベトナム有限責任会社	本 社	30 VSIPI Street 3, VSIPI, Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Hoa Phu Ward, Thu dau Mot, Binh Duong, Vietnam						
東京製綱(香港)有限公司	本 社	Suite 610,6/F, Tower1, The Gateway, Harbour City, 25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HongKong, China						
Tokyo Rope Engineering LLC	本 社	Leninskaya sloboda str., 26, build. 28, Moscow, Russia						
Tokyo Rope Almaty LLP	本 社	497 Krasnogvardeiskiy Trakt, Turksib District, Almaty, Kazakhstan						
Tokyo Rope USA, Inc.		8301 Ronda Drive, Canton, MI 48187						
(注1) 東京製綱(常州)機械有限公司は、	注1) 東京製綱(常州)機械有限公司は、平成29年9月30日付で全持分の譲渡を決定したことから、上記表より除外しております。							

## (9) 従業員の状況

(平成30年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年度末比増・減(△)
1,698名	33名

#### ② 当社の従業員の状況

区	分	従業員数	前事業年度末 比増減(△)	平均年令	平均勤続年数
男	子	467名	30名	38.9才	13.7年
女	子	59名	1名	42. 2才	16.4年
合計または平	均	526名	31名	39. 2才	14.0年

<sup>(</sup>注)従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

## (10) 主要な借入先

(平成30年3月31日現在)

				借	入 先				借入金残高
株	式 会	注 社	三蒙	吏 東	京 U	F	J 釒	艮 行	5, 197
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	4,630
三	井(	主 友	信	託 釺	银 行	株	式 会	社	4,070
株	式	会	: 1	社	常	陽	銀	行	2, 633
株	式	会	社	三	井 住	友	銀	行	2, 305
株	式	会	社	ŋ	そ	な	銀	行	2, 000

<sup>(</sup>注)当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約(融資限度額6,000百万円、期末残高2,080百万円)を締結しております。

# (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年2月9日付で東京製綱インターナショナル株式会社(資本金10百万円、当社の議決権比率 100%)と吸収分割契約を締結し、同年4月1日よりCFCC事業及び海外エンジニアリング事業を同社に承継いたしました。なお、この吸収分割は会社法上の簡易分割手続により行っております。

(平成30年3月31日現在)

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,268,242株

(3) 株 主 数 9,676名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3, 215 千株	19. 78
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	1, 150	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	859	5. 29
株式会社ハイレックスコーポレーション	400	2. 46
東京ロープ共栄会	368	2. 26
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS — CLIENTS ACCOUNT	320	1. 97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	270	1.66
KOREA SECURITIES CEPOSITORY — SHINHAN INVESTMENT	270	1.66
横浜ゴム株式会社	267	1.64
K S D - N H	259	1. 59

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式(10,206株)を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」として信託されている自社株式は含まれておりません。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

# 4. 会社役員に関する事項

# (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

	地		位		氏 名		7	担当業務	重要な兼職の状況	
			会 締		田	中	重	人		
			社 締 1		中	村	裕	明		
専	務	取	締	役	佐	藤	和	規	海外エンジニアリング事業部長兼総務部長 人事部・経営企画部・経理部・資金部・ 環境安全防災室・内部監査室管掌	東京製綱インターナショナル株式会社取締役社長
常	務	取	締	役	首	藤	洋	_	CFCC事業部長	東京製綱インターナショナル株式会社取締役副社長
常	務	取	締	役	浅	野	正	也	スチールコード事業部長 技術開発本部管掌	東綱スチールコード株式会社取締役社長 東京製綱 (常州) 有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長
取		締		役	中	原		良	人事部長兼経理部長	
取		締		役	堀	内	久	資	経営企画部長兼資金部長兼IT企画部長	
取		締		役	増	渕		稔		日本証券金融株式会社取締役会長
取		締		役	駒	井	正	義		
常	勤	監	査	役	村	田	秀	樹		
監		查		役	小日	日木		毅		弁護士 月島機械株式会社社外取締役
監		査		役	Щ	上	純	-		名古屋ビルデイング株式会社会長執行役員 株式会社白洋舎社外監査役
監		査		役	林		俊	雄		

- (注1) 取締役のうち、増渕稔、駒井正義の両氏は社外取締役であります。
- (注2) 監査役のうち、小田木毅、山上純一の両氏は社外監査役であります。
- (注3) 取締役増渕稔氏、取締役駒井正義氏、監査役小田木毅氏及び監査役山上純一氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主 と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- (注4) 監査役山上純一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 池田修三氏は、平成29年6月27日開催の第218回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

# (2) 事業年度中に辞任したまたは解任された取締役及び監査役

該当する取締役または監査役はおりません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10	251
監査役	名 4	51

- (注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額300,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
- (注3) 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額65,000千円以内と決議いただいております。
- (注4) 当社は平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回 定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- (注5) 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額24百万円が含まれております。

# (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 他の法人等との兼任状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼職の状況	当該他の法人等との関係
増渕 稔(社外取締役)	日本証券金融株式会社 取締役会長	当社と日本証券金融株式会社との間に重要な 取引その他の関係はありません。
山上 純一(社外監査役)	名古屋ビルディング株式会社 会長執行役員	当社と名古屋ビルディング株式会社との間に 重要な取引その他の関係はありません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼職の状況	当該他の法人等との関係
小田木 毅(社外監査役)	月島機械株式会社 社外取締役	当社と月島機械株式会社との間に重要な取引 その他の関係はありません。
山上 純一(社外監査役)	株式会社白洋舎 社外監査役	当社と株式会社白洋舎との間に重要な取引その他の関係はありません。

# ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	ŀ	毛 名		取締役会及び監査役会への出席状況			役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	増善	判	稔	取 締	~ 役	会	: 全17回に出席	主に企業経営及び金融政策の専門家としての豊富な知見から、有用な提言や意見表明を行っております。
社外取締役	池日	田修	Ξ	就任から <sup>ュ</sup> に退任 開催され	するま	でに	: 全4回に出席	主に会社経営者としての経験と業務執行 から独立した見地から、有用な提言や意 見表明を行っております。
社外取締役	駒	井 正	義	就任後開	催の取締	帝役会	: 全13回に出席	主に企業経営及び国内外を含む多様な商取引に対する豊富な知見から、有用な提言や意見表明を行っております。
社外監査役	小 田	ı <del>*</del>	毅	取締	i 役	会	:全17回に出席	主に企業法務の専門家としての豊富な知見から有用な提言や意見表明を行ってお
红外监重权	//、四		<b>多又</b>	監 査	役	会	: 全16回に出席	ります。
社外監査役	山	上純	_	取 締	役	会	: 全17回中16回出席	主に企業経営及び金融実務における専門家としての豊富な知見から、有用な提言
, interp	-	//		監査	役	会	: 全16回中15回出席	や意見表明を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

# ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

# ⑤ 当社の報酬等の額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5名	32百万円

# ⑥ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 該当する事項はありません。

# 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	41百万円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定 内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

- (注2) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱(常州)有限公司他は、他の監査法人の会計監査を受けております。
- (注3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に 区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査 人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出 いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

# (6) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当する事項はありません。

#### (7) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

# 6. 会社の体制及び方針

#### (1) コーポレート・ガバナンス方針

当社では平成27年11月に当社のコーポレート・ガバナンスに係る基本方針として、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を定めております。その概要は次のとおりです。

#### 「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針 抜粋(第2条)]

当社は、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスを次の基本的な考え方に基づき構築する。

- ① 当社は株主の権利を尊重し、少数株主・外国人株主を含む全株主に対して実質的な平等性を確保するため、迅速な情報開示と十分な権利行使の確保のための環境整備に努める。
- ② 当社は、株主、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーからの有形無形のサポートが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、持続的な成長を遂げるために重要であると認識しており、ステークホルダーの権利・価値観を尊重する企業風土を醸成し、良好で適切な協働関係の構築に努める。
- ③ 当社はステークホルダーへの説明責任として情報開示を捉え、特に当社の企業価値向上に直接利害関係を有する株主・投資家が当社企業価値を適切に判断できるよう、財務情報をはじめ、経営戦略や経営課題、非財務情報等についても各種法令に定められた情報開示に留まることなく幅広い情報の開示に努める。開示する情報については当社ホームページ、事業報告書、プレスリリース等の手段を用い、幅広い情報の提供に努める。
- ④ 当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的に企業価値を向上させるべく、経営戦略を策定するとともに、取締役会の判断を要するリスクを明確化することで果断な業務執行の実現を促すものとする。また、業務執行に対して独立した客観的な視点により実効的な監督を行うことに努める。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する為、株主をはじめとするステークホルダーのそれぞれの立場や関心等に留意し、適切な利益衡量のもと株主との建設的な対話等に努める。

なお、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」全文につきましては当社ウェブサイト (http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20151125.pdf) に掲載いたしておりますのでご参照ください。

## (2) 業務の適正を確保する為の体制及び運用状況

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備に向けた基本方針の一部を改定する旨の取締役会決議を行っております。その概要と当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

## ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が法令・定款はもとより社会 規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製 綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
- ロ. 当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括

的に管理する。

- ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に 違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ.「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
- ホ. 法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製鋼グループ内部通報者保護規程」(以下「内部通報規程」という。) を制定している。

## [当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、平成29年度の活動状況 については平成30年3月開催の取締役会に報告されたことを確認いたしました。
- ・ 当社に創設した内部通報制度については、内部通報者が不利な取り扱いを受けない制度として明確化されていることを確認したほか、実際の運用状況については平成30年3月開催の取締役会に報告されたことを確認いたしました。

# ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を 「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理 規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法 令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

# [当連結会計年度における運用状況]

・ 当社に設置されている会議体及び委員会(取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他)については会議の議事につき議事録が作成され、保存・管理されていることを確認いたしました。

# ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に 行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、 これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等 については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。
- ハ. 当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

#### [当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社ではリスク管理規程に基づく体制が整備され、重要な投資案件については「投融資委員会」で、 重要な大規模取引については「プロジェクト方針会議」にてリスクを認識し、管理されていることを 確認いたしました。
- ・ また、日常的な業務執行におけるリスクを把握し、管理するため全社的に整備している「内部統制チェックリスト」につき見直しを実施し、内部監査室による定期的なチェックが実施されていることを 確認いたしました。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、 毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するととも に、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- 二. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
- ホ. 後記⑤ロに記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画 の目標達成状況を定期的に監督する。

### [当連結会計年度における運用状況]

- ・ 平成29年度は毎月1回以上、全17回取締役会を開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定と取締 役の職務執行状況の監督を実施いたしました。
- ・ 平成29年度は全19回経営会議を開催し、職務権限決裁規程で定める重要な業務執行案件の決定が行われたことを確認いたしました。

### ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ.「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
- ロ. 当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

#### [当連結会計年度における運用状況]

・ 当社子会社の財務状況や業務の執行状況等を監督するため、平成29年度は年4回、関係会社社長会を 開催したほか、当社グループ全体に影響を及ぼす業務執行案件については当社の取締役会及び経営会 議に報告されていることを確認いたしました。

## ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。
- ロ. 監査役付使用人は、監査役の補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の 指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を 優先する。

## [当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では監査役の職務執行を補助するため、非専従の監査役付使用人を2名設置しております。
- ・ 監査役会規則、社内の人事制度において監査役付使用人の設置の明確化、業務執行からの独立性が確保されていることを確認いたしました。

## ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席 することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し綿密に 連繋を図る。
- 二、監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
- ホ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、ならびに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
- へ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。

# [当連結会計年度における運用状況]

・ 常勤監査役は平成29年度に開催した全ての取締役会(17回開催)、経営会議(19回開催)に出席した他、取締役・使用人に対し適宜、稟議書その他の社内文書の提出を求め、内部監査室の内部監査結果の報告を受ける等により情報収集が行われたことを確認いたしました。

# ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の 外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費 用として認める。
- ロ. 監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

### [当連結会計年度における運用状況]

- 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行いました。
- ・ 取締役会では監査役が監査方針を説明する機会を確保し、監査方針に従って取締役会を含む当社の重要な会議等に出席し、または会議等の報告を受けていることを確認いたしました。

#### ⑨ 反社会的勢力の排除

- イ. 当社グループ各社並びに当社グループ各社の役員及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とはいかなる関係も持たない。
- ロ. 期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係を有することが判明した場合であっても、契約書に反社 会的勢力排除条項を置くこと等により、速やかに関係を遮断するための体制を整えている。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

## ① 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様に還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランドカ、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があると考えます。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えます。

#### ② 基本方針実現のための取り組み

当社は平成27年度からの5年間を「事業基盤の更なる強化」と「成長戦略の着手・実行」期間と位置付け、将来に亘り成長・社会貢献し続けるための諸施策を展開しております。

具体的には、①北米市場やインドネシア市場におけるCFCC事業の推進、②海外におけるインフラ整備需

要を捉えた積極的な新規マーケットの開拓、③スチールコード事業の体質転換、④国内インフラ需要の確 実な捕捉、⑤成長戦略を支える財務基盤の強化、等に取り組んでまいります。

以上の取組みを通じて、当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同 利益の向上を目指してまいります。

### ③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されることを防止する取組みとして、第208回定時株主総会においてご承認を得て「当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)」の導入を決議いたしました。その後、第211回定時株主総会で本プランを一部変更のうえ更新することにつきご承認いただき、その後第214回定時株主総会において本プランを更新することにつきご承認いただきました。そして、第217回定時株主総会においても本プランを更新することにつきご承認いただいて発効いたしております。(以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。)

現行プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の手続を明確化し、 株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を 確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者(以下、「大量買付者等」といいます。)には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けたうえでこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様に情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役会に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が現行プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動(大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当)を取締役会に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

# ④ 現行プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、現行プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- i) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること 現行プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。
- ii) 株主意思を重視するものであること 現行プランは平成28年6月開催の第217回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の 有効期限を設定している。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃

止することができる(いわゆるデッドハンド型ではないこと)ことから導入・廃止とも株主の皆様の 意思が反映される。

iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

現経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役及び有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで現行プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。

iv) 合理的な客観的要件の設定

現行プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

(注) 上記は現在発効している買収防衛策の概要を示しております。詳しい内容につきましては当社ウェブサイト (http://www.tokyorope.co.jp/info/assets/pdf/2016.5.23\_3.pdf) をご参照ください。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<u>流 動 資 産</u>	35, 866	流動負債	35, 346
現金及び預金	4, 374	支払手形及び買掛金	12, 143
受取手形及び売掛金	14, 311	短 期 借 入 金	14, 239
商品及び製品	6, 939	未 払 費 用	2, 672
世 掛 品	4, 167	賞 与 引 当 金	911
		その他	5, 379
原材料及び貯蔵品	4, 216	<u>固定負債</u>	25, 178
繰 延 税 金 資 産	530	長 期 借 入 金 リ ー ス 債 務	13, 918 288
そ の 他	1, 346	明	
貸 倒 引 当 金	△19	役員退職慰労引当金	4, 183 218
<u>固定資産</u>	50, 435	役員燈轍忽刃引ョ並	62
有 形 固 定 資 産	35, 066	退職給付に係る負債	5, 153
建物及び構築物	7, 195	資産除去債務	555
機械装置及び運搬具	6, 985	環境対策引当金	83
土 地	18, 307	そ の 他	714
リース資産	990	負 債 合 計	60, 525
		純 資 産 の	部
建設仮勘定	1, 070	株 主 資 本	15, 878
そ の 他	517	資 本 金	1, 000
無 形 固 定 資 産	626	資 本 剰 余 金	684
投資その他の資産	14, 741	利 益 剰 余 金	14, 507
投 資 有 価 証 券	9, 355	自己株式	△312
退職給付に係る資産	154	その他の包括利益累計額	9, 902
繰 延 税 金 資 産	2, 421	その他有価証券評価差額金	1, 221
そ の 他	3, 218	土地再評価差額金	9, 718
貸 倒 引 当 金	△407	為替換算調整勘定	149
		退職給付に係る調整累計額	△1, 187
	4	純 資 産 合 計	25, 781
資産合計	86,306	負債純資産合計	86, 306

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)

	 科	<u> </u>		金	 額
				百万円	百万円
売	上	高			63, 537
売	上 原	価			49, 646
	売 上 総	利	益		13, 890
販	売費及び一般管理	費			10, 796
	営業	利	益		3, 094
営	業 外 収	益			
	受 取	利	息	23	
	受 取 配	当	金	212	
	持分法による	投 資 利	益	27	
	その		他	338	602
営	業 外 費	用			
	支 払	利	息	268	
	為替	差	損	65	
	固 定 資 産	除却	損	69	
	その		他	178	582
	経常	利	益		3, 114
特	別損	失			
	減損	損	失	52	52
	税金等調整前	当期純利	益		3, 061
	法 人 税、 住 民 税	及び事業	税	354	
	法 人 税 等	調整	額	163	517
	当 期 純	利	益		2, 543
	非支配株主に帰属す	る当期純利	益		20
親	会社株主に帰属する	る当期純利	益		2, 523

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,000	796	12, 543	△310	14, 029
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	_	_	△650	_	△650
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	2, 523	_	2, 523
土地再評価差額金の取崩	_	_	103	_	103
自己株式の取得	_	_	_	$\triangle 1$	$\triangle 1$
自己株式の処分	_	$\triangle 0$	_	_	△0
連 結 範 囲 の 変 動	_	_	△13	_	△13
連結子会社株式の取得による持分の増減	_	△112	_	_	△112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_
当 期 変 動 額 合 計	_	△112	1, 963	△1	1,848
当 期 末 残 高	1,000	684	14, 507	△312	15, 878

		その他					
	で の 証 の 証 額 土再差	地	為 替 換 算定 退係累	職給付にその る調整包括 計額累計		非支配株主持分	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	961	9,821	79	$\triangle 1,377$	9, 485	2, 100	25, 615
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	_	-	_	_	_	_	△650
親会社株主に帰属する当期純利益	_	-	_	_	_	_	2, 523
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	_	_	_	103
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	$\triangle 1$
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	$\triangle 0$
連 結 範 囲 の 変 動	_	-	_	_	_	_	△13
連結子会社株式の取得による持分の増減	_	_	_	_	_	△2, 120	△2, 232
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	260	△103	69	189	416	20	437
当 期 変 動 額 合 計	260	△103	69	189	416	△2, 100	165
当期末残高	1, 221	9, 718	149	△1, 187	9, 902	_	25, 781

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産	の	部	負 債 の 部	
科目		金 額	科 目 金	額
		百万円		百万円
<u>流 動 資 産</u>		24, 250	<u>流 動 負 債</u>	34, 129
現金及び預	金	1, 987	支 払 手 形	1, 788
受 取 手	形	1, 482	買掛金	10, 584
売掛	金	7, 460	短 期 借 入 金	15, 019
たな卸資	産	7, 690	賞 与 引 当 金	426
操延税金資	産産	237	その他	6, 310
			固定負債	20, 290
短 期 貸 付	金	2, 473	長期借入金	12, 938
その	他	2, 920	リース債務	280
貸 倒 引 当	金	$\triangle 1$	役員株式給付引当金 退職給付引当金	62
<u>固定資産</u>		51, 652	退職給付引当金 環境対策引当金	1, 823 80
有 形 固 定 資	産	27, 607	現 現 別 泉 別 ヨ 並   再評価に係る繰延税金負債	4, 183
建物及び構築	物	4, 269	資産除去債務	481
機械装	置	3, 027	そ の 他	439
土	地	18, 254	負 債 合 計	54, 420
リース資	産	958	純資産の部	,
建設仮勘	定定	845	株主資本	11, 631
			資 本 金	1,000
	他	252	資 本 剰 余 金	796
無形固定資	産	365	資 本 準 備 金	250
投資その他の資	産	23, 679	その他資本剰余金	546
投 資 有 価 証	券	7, 287	利 益 剰 余 金	10, 147
関係会社株	式	9, 751	その他利益剰余金	10, 147
関係会社出資	金	4, 371	繰越利益剰余金	10, 147
長期貸付	金	691	自己株式	△312
操延税金資	産	1, 453	<u>評価・換算差額等</u>	9, 851
一	他	865	その他有価証券評価差額金	1, 156
			土地再評価差額金	8, 694
貸   倒   引   当     資   産   合	<u>金</u> 計	△741	<b>純 資 産 合 計</b>	21, 483
資         産         合           (注)         記載公類は五五田書		75,903	負債純資産合計	75, 903

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

	科	目		金	額
				百万円	百万円
売	上	高			39, 648
売	上	原 価			32, 435
	売 上	総	利 益		7, 212
販	売費及び一	般 管 理 費			6, 406
	営 業	利	益		806
営	業外	収 益			
	受取利息	息及びi	配 当 金	487	
	固 定 資	産 賃	貸料	459	
	経 営	指	尊 料	345	
	そ	の	他	134	1, 426
営	業外	費用			
	支 払	利	息	268	
	為替	差	損	36	
	そ	$\mathcal{O}$	他	268	573
	経 常	利	益		1, 659
	税 引 前	当 期 純	! 利益		1, 659
	法 人 税、 住	民 税 及 ひ	事業税	△125	
	法 人 税	等調	整 額	△27	△152
	当 期	純	利 益		1, 812

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

			株	主	資	本		
		資	本剰余金	13.7	利 益 乗	1余金		
	資 本 金	資本 備金	その他う	資 本 剰 余 金 合 計	州 示 並	利 益 剰 余 金 合 計	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,000	250	546	796	9,022	9, 022	△310	10, 509
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	_		-	_	△650	△650	_	△650
当期純利益	_	_	_	_	1,812	1,812	_	1,812
土地再評価差額金の取崩	_	_	-	_	△37	△37	_	△37
自己株式の取得	_	_	-	_	_	-	$\triangle 1$	$\triangle 1$
自己株式の処分	_	_	△0	$\triangle 0$	_	-	_	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	-	_	-	-	_	_
当期変動額合計	_	_	△0	$\triangle 0$	1, 124	1, 124	△1	1, 122
当 期 末 残 高	1,000	250	546	796	10, 147	10, 147	△312	11, 631

	評化			
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	734	8, 656	9, 391	19, 900
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	_	_	_	△650
当 期 純 利 益	_	_	_	1,812
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	△37
自己株式の取得	_	_	_	$\triangle 1$
自己株式の処分	_	_	_	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	422	37	460	460
当期変動額合計	422	37	460	1, 582
当期末残高	1, 156	8, 694	9,851	21, 483

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

東京製綱株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 印 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 芝山喜久 印業務執行社員 公認会計士 芝山喜久 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

、 上

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

東京製綱株式会社取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 山中 崇 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第219期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

# 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第219期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の 状況を調査いたしました。
  - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。②内郊祭制システルに関する取締役の決議の内容は担当できるよ認めます。また、光弦内郊祭制システル
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成30年5月18日

東京製綱株式会社 監査役会常勤監査役 村田 秀樹 即社外監査役 小田木 毅 即社外監査役 山上 純一即監査役 林 俊雄 即

以上

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として副会長職を新設するべく所要の変更を 行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 取締役会はその決議により,取締役会	第23条 取締役会はその決議により,取締役会
長1名,取締役社長1名,取締役副社長,	長および取締役社長各1名,取締役副会
専務取締役,常務取締役各若干名を定	長,取締役副社長,専務取締役,常務
めることができる。	取締役各若干名を定めることができる。
会社を代表する取締役は取締役会の	会社を代表する取締役は取締役会の
決議により定める。	決議により定める。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

当社の取締役会は、現在、社外取締役2名を含む取締役9名での構成となっておりますが、これら取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である人事・報酬委員会から、各候補者が当社における取締役候補者指名の基本方針に合致している旨、答申を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び	所有する当
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	社株式の数
1	革を断行するなど、当社 豊富な経験と実績に基づ	昭和42年4月 富士製鐵株式会社入社 平成11年4月 新日本製鐵株式会社取締役大阪支店長 平成13年6月 当社取締役副社長 平成14年4月 当社取締役社長執行役員 平成22年6月 当社取締役会長執行役員(現任)  帝役社長、取締役会長を歴任し、その間に当社の抜本的な構造改 とグループの企業価値の向上に貢献しています。  ぶいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資 今後の当社グループの成長戦略を牽引することを期待し、選定	35,800株
2	門・間接部門双方においな経験と実績に基づいた。	昭和54年4月 当社入社 平成18年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社社長 平成24年6月 当社取締役執行役員鋼線事業部長兼経営企画部長兼購買物流部長、経理部・IT企画部管掌 平成25年7月 当社取締役執行役員技術開発本部副本部長兼IT企画部長、経営企画部・経理部・資金部・購買物流部管掌 平成26年6月 当社取締役社長執行役員(現任)  事業部長、経営企画等の間接部門の管掌役員等を歴任し、製造部で、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。豊富に、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と後の当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることかます。	28, 500株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
ш 7	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	昭和58年4月 当社入社 平成21年8月 当社コーポレート統括本部人事部長兼経営企画室部長 平成23年6月 当社執行役員鋼索事業部長 平成24年6月 当社取締役執行役員鋼索事業部長 平成27年6月 当社取締役執行役員スチールコード事業部長 技術開発本部管掌 平成28年6月 当社常務取締役執行役員スチールコード事業部長 技術開発本部管掌 (現任)			
3		[重要な兼職の状況] 東綱スチールコード株式会社取締役社長 東京製綱(常州)有限公司董事長 東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長	7,700株		
	《選定の理由》 製造部門における部長職や人事部長等を歴任したのちに当社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。製造部門・間接部門双方において豊富な経験と実績を有し、今後の当社グループの成長戦略を牽引することを期待し、選定するものであります。				
4	きとう かずのり 佐 藤 和 規 (昭和26年8月10日生)	昭和45年10月 平成21年6月 平成27年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部総務部長 当社常務取締役執行役員総務部長、人事部・経 営企画部・経理部・資金部・環境安全防災室・ 内部監査室管掌 当社専務取締役執行役員総務部長、海外エンジ ニアリング事業部、人事部・経営企画部・経理 部・資金部・環境安全防災室・内部監査室管掌 当社専務取締役執行役員総務部長兼海外エンジ ニアリング事業部長、 人事部・経営企画部・経理部・資金部・環境安 全防災室・内部監査室管掌 平成30年4月 平成30年4月 当社専務取締役執行役員総務部長(現任) 「重要な兼職の状況」 東京製綱インターナショナル株式会社取締役社長	12, 100株		
	《選定の理田》 総務部長等を歴任し、総務の分野をはじめ管理部門全般の経験と実績を重ねており、また平成28年からは海外防災製品事業を管掌し、当社グループの企業価値の向上に貢献してまいりました。 豊富な経験と実績に基づいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後の当社グループの成長戦略を牽引することを期待し選定するものであります。				

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	しゅとう よういち 首 藤 洋 一 (昭和31年9月14日生)	昭和54年4月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月 当社取締役執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長 当社取締役執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長 平成26年6月 当社常務取締役執行役員TCT推進本部長兼TCT事業開発部長兼TCT企画室長 平成28年4月 当社常務取締役執行役員CFCC事業部長 当社常務取締役執行役員CFCC事業部長 当社常務取締役(現任)	7,800株
	炭素繊維複合材ケーブル	東京製綱インターナショナル株式会社取締役副社長 圣験等を通じた幅広い技術的知見を有し、新事業開発、とりわけ レ「CFCC」の開発と事業化の分野において経験と実績を重ねてお 食と実績は、今後の当社グループの成長戦略にとって必要である	
6	なかはら りょう 中 原 良 (昭和37年8月1日生)	昭和60年4月 平成21年6月 平成26年6月 平成26年6月 平成27年4月 平成27年4月 平成28年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 平成30年4月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長 当社取締役執行役員人事部長 内部監査室・環 境安全防災室管掌(現任)	4,000株
	《選定の理由》 経理・財務部門における業務経験や海外子会社での勤務経験を有し、経理部長等を歴任したのちに当社取締役に就任しました。経理・財務・人事分野に関する深い見識と豊富な経験と実績が、今後の当社グループの持続的な企業価値の向上に資するものと期待し選定するものであります。		
7	ほりうち ひさし 堀 内 久 資 (昭和37年4月2日生)	昭和62年4月 平成25年7月 平成26年6月 平成26年6月 平成30年4月 当社科学企画部長兼資金部長 当社取締役執行役員経営企画部長兼資金部長兼 I T企画部長 当社取締役執行役員経営企画部長・経理部管掌(現任)	4,800株
	の向上に貢献していまっ	る業務経験を経て当社取締役に就任し、当社グループの企業価値 け。経営計画やIRに関する知見と豊富な経験に基づいて、当社 る公正・的確な判断を期待し選定するものであります。	

候補者	氏 名	略歴、地位、担当及び	所有する当
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	社株式の数
8	* サボ ち みのる 増 渕 稔 (昭和18年11月3日生) 《選定の理由》 会社経営者としての豊富	昭和41年4月 日本銀行入行 平成10年7月 同行理事 平成14年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問 平成16年6月 日本証券金融株式会社取締役社長 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年6月 日本証券金融株式会社取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] 日本証券金融株式会社取締役会長	2,600株
9	るとの見地から、社外国 売ります。 割の井の正の表 (昭和24年8月3日生) 《選定の理由》 総合商社での長きにわれ が、当社の重要な業務等	基づく同氏の意見が当社の経営判断が適正であるために有用であ 京締役として選定するものであります。 昭和48年4月 三井物産株式会社入社 平成19年4月 同社執行役員、三井物産(上海)貿易有限公司董 事長・総経理、駐中国副総代表 平成21年4月 同社常務執行役員、船舶・航空本部長 平成22年6月 同社代表取締役 専務執行役員 平成23年4月 同社代表取締役 副社長執行役員 平成23年4月 同社代表取締役 副社長執行役員 平成24年6月 同社顧問 平成29年6月 当社社外取締役(現任) たる業務執行を通じた国内外の多様な商取引に関する専門的知見 執行に関する合理的・客観的な判断に資するものと期待できるこ て選定するものであります。	400株

- (注1) 候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
  - 1. 取締役候補者佐藤和規氏は、当社連結子会社である東京製綱インターナショナル株式会社の取締役社長を兼務しており、当社と当該連結子会社は競業関係にあります。
  - 2. 取締役候補者首藤洋一氏は、当社連結子会社である東京製綱インターナショナル株式会社の取締役副社長を兼務しており、当社と当該連結子会社は競業関係にあります。
  - 3. 取締役候補者浅野正也氏は、当社連結子会社である東京製綱(常州)有限公司の董事長、東綱スチールコード株式会社並びに東京製綱海外事業投資株式会社の取締役社長を兼務しており、当社と当該連結子会社は競業関係にあります。
  - 4. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者増渕稔氏及び駒井正義氏は、社外取締役候補者であります。 なお、増渕稔氏及び駒井正義氏は東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- (注3) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
  - 1. 社外取締役候補者の独立性について
    - ①増渕稔氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
    - ②駒井正義氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
    - ③増渕稔氏及び駒井正義氏に、会社法施行規則第74条第4項第6号のイからへに該当する事実はございません。
  - 2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に 当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について 該当する事実はございません。

- 3. 社外取締役との責任限定契約について
  - 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者増渕稔氏及び駒井正義氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において増渕稔氏及び駒井正義氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低 責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な 過失がないときに限るものとする。

#### 【ご参考】取締役候補者指名の方針・手続

I. 取締役候補者指名方針

当社では、社外取締役を除く取締役候補者の指名にあたり、当社取締役会が当社グループ全体の業務執行を管理・監督するために必要な当社グループの事業全般に係る知見や財務会計を含む専門的知見を確保できるよう、構成に配慮することを基本方針としております。

この基本方針に加え、社外取締役候補者の指名にあたり、当社は下記Ⅲ. に記載のとおり「東京製綱社外役員独立性基準」を定め、独立性の高い社外取締役を指名することとしております。なお、本議案における社外取締役候補者2名は、この基準を満たしております。

#### Ⅱ. 取締役候補者指名手続

当社は、I. の取締役候補者指名方針に従い、候補者を選出した後、取締役会での指名に先立ち、社外取締役2名、社内取締役2名で構成される人事・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名しております。

#### Ⅲ. 東京製綱社外役員独立性基準(概要)

当社は、社外取締役・社外監査役(以下、「社外役員」という)のうち、以下1.独立性に関する基準に示す条件の全てに合致しない場合、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外役員として指名する。

- 1. 独立性に関する基準
- (1) 当社および当社の関係会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役員、使用人等 (以下、「業務執行者」という)、監査役(社外監査役を除く)である者、または過去に業務執行者であった者
- (2) 当社の関係会社の業務執行を行わない取締役である者、またはかつて当該取締役であった者
- (3) 当社グループを主要な取引先 とする者、またはその業務執行者
- (4) 当社グループから多額の寄付金 を受領している者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの業務執行者を業務執行取締役として受け入れる、または相互に取締役を派遣する等して当社取締役および経営陣幹部と密接な関係にある者、またはその業務執行者
- (6) 当社グループの主要取引先 、またはその業務執行者
- (7) 当社の現在の大株主(議決権所有割合10%以上を直接・間接保有する株主をいう)、当該大株主が法人の場合は当該大株主、またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者

監査報告書

- (8) 当社が資金調達している主要な金融機関等(※)、またはその業務執行者
- (9) 当社グループの会計監査人、法人の場合は当該監査法人の経営関与社員等、または当社グループの会計監査に従事する公認会計士
- (10) 当社グループから多額の報酬 を受けている弁護士、会計士、税理士その他のコンサルタント
- (11) 当社グループから多額の報酬を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人の経営に関与する者
- (12) 過去3か年において上記(2)~(11)のいずれかに該当する者
- (13)上記(1)~(12)に該当する者の配偶者若しくは二親等以内の親族

#### 2. 適用除外

前条各項のいずれかに該当する者であっても、当該相手方の人格・資質・見識等を鑑みて当社の独立社外 役員として適任であると当社が判断する場合、当該相手方が独立社外役員としての要件を満たしていると判 断する理由を公表することにより、当該相手方を独立社外役員として指名することがある。

- (注1)主要な取引先…当社グループの当該取引先への年間支払額が当該取引先の連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。
- (注2)多額の寄付金…当社グループの当該相手方への年間支払額が1,000万円以上、または当該支払額が当該相手方の事業収入の2 %以上のいずれか大きい額以上に該当する相手方をいう。
- (注3)主要取引先…当社グループの当該取引先からの年間受領額が当社グループの連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。
- (注4)主要な金融機関等…当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関等をい
- (注5)多額の報酬…多額の寄付金に準じ、年間1,000万円以上若しくは当該相手方が当社グループから得る報酬額が当該相手方の事業収入の2%以上に相当する相手方をいう。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願い するものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況		
あずま きょたか 東 聖 高 (昭和24年9月18日生)	昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成13年6月 同行執行役員人事室長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成18年4月 清水建設株式会社常務執行役員 平成21年6月 日本電設工業株式会社監査役 平成21年6月 株式会社ユウシュウ建物取締役社長 平成25年6月 月桂冠株式会社社外監査役(現任) 平成28年6月 日本電設工業株式会社社外取締役(現任)	0株	
《選定の理由》 会社経営者としての経験を有しており、監査役に選任された場合に当社の監査体制の強化に経験を活かすことができるとの見地から、補欠の社外監査役として選定するものであります。			

- (注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 東聖高氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。 (注3) 補欠監査役候補者東聖高氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準 及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取 引所の定める独立役員として届出る予定であります。
- (注4) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができる ものとします。
- (注5) 社外監査役との責任限定契約について
  - 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定 範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者東聖高氏は、当社社外監査役就任後、当 社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります
  - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額 を限度としてその責任を負う。
  - 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過 失がないときに限るものとする。

以上

<	メーモー欄〉			
_				
_				
_				
_				
_				
_				

	〈メ モ	欄〉		
_				
-				
-				
-				
_				
-				
-				
_				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				
-				

# 株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分 JR「東京駅」より徒歩5分 都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分